

justax

No.64
NOV'98

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

税理士の善管注意義務は高度な専門家と判示

この事件は、納税者が自己の経営する会社の関与税理士に、相続税の申告を依頼したところ、相続財産の評価が過少であったため修正申告を余儀なくされたとして、税理士に対し債務不履行に基づく損害賠償を請求し、既に支払った報酬の一部について返還を求めたところ、税理士は逆に申告漏れ部分の修正申告に関する報酬の支払いを求めて反訴を起こしたという内容です(平成9年12月24日千葉地裁、判例タイムズ980号195頁)。

◎平成4年4月相続開始に係る相続税の申告に当たり、Y税理士は、平成4年の路線価59万円(平成5年は41万円)の、この土地の評価額を1㎡当たり39万円とする申告書を作成し、同年12月28日土地の評価を39万円とする旨の税理士の上申書を添えて提出しました。

平成6年9月税務調査があって、定期預金等の申告漏れが指摘され、土地の評価額は否認されました。被告Y税理士は、税務署に対し不動産鑑定評価額の7割相当額で修正申告したいと申し入れ、税務署側から認めない旨の回答があったために、申告漏れの定期預金等について第一次修正申告書を提出し、半年後に鑑定評価額による第二次修正申告書を提出しました。

◎税理士報酬は平成5年1月19日、相続税の税務代理及び税務書類作成に対する報酬として1,339,000円が既に支払われておりましたが、平成7年7月10日に第一次及び第二次修正申告についての税務代理及び税務調査立会いに対する報酬として618,000円の請求を受けたので、原告Xらは同年11月24日、内容証明郵便により、Y税理士に対して相続税申告委任契約の一部解除の意思表示を行いました。

裁判所は、善管注意義務違反を認め、Y税理士に対し、3,580,920円の損害賠償を命じました。

【裁判所の判断】

本件契約は、税理士法2条1項一号、二号、三号の税務代理、税務書類の作成、税務相談をその内容とするものであり、被告は善管注意義務を負っていたことになる(民644)。

そして、その善管注意義務は、**税務に関する専門家を標準とする高度の注意義務**であるといわなければならない。

路線価を下回る39万円で申告をすれば、税務署との間で問題が起こる可能性があるのにY税理士は、原告Xを不動産取引に詳しい者であると考えて具体的に説明せず、原告Xから相談された鑑定評価も積極的に進めなかった

ことなど、Y税理士は善管注意義務に違反したといえる。

◎原告らは税務代理に関する部分について債務不履行に基づく契約解除を理由に、既に支払った報酬のうち、税務代理に関する部分の返還を求めているが、当事者間に特段の合意がない場合は、債務不履行による契約解除については既に履行された部分の原状回復を求めることはできない。

◎被告Y税理士は、①相続財産の申告漏れ、②土地の評価額の否認、③税務調査立会4日間などにより、税務代理と修正申告書類作成報酬として36万円、調査立会報酬として24万円を請求している。

確かに、税理士会の報酬規定にそれらの定めはあるが、修正申告を行うこととなった経緯について検討すると、土地の評価額を1㎡当たり39万円で申告したことによって修正申告せざるを得なくなったという事情が存在するのであり、委任を受けた者のミスによる修正申告については、委任者は本来の契約に基づく完全な履行を当然に請求できるものと解すべきである。

したがって特に当事者間に合意がない限り追加の事務処理分の報酬を別個に請求することはできない。

また、定期預金の申告漏れについては、被告Y税理士は原告Xらが知らせなかったのであるから、税理士に落ち度はなかったと主張するが、この定期預金に関する修正申告は、当然税理士が履行しなければならない追加事務処理の一つであり、また税理士会の報酬規定において遺産の総額が3億円以上5億円未満の場合には報酬額が同一と認められ、この定期預金が相続財産に含まれるか否かにかかわらず、定期預金に関する部分の修正申告行為のみを取り上げて、修正申告に関する事務処理遂行に関する報酬を本来の報酬と別個に請求することはできない。

(資料提供 税法データベース編集室)